

事務連絡
令和4年1月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について

一般乗用旅客自動車運送事業については、新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業への深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要な維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に供給輸送力を回復できるような柔軟な運用が必要となったため、事業計画の変更を要しない休車が可能となるよう「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について（令和2年3月31日付け旅客課長事務連絡。以下「特例措置」という。）」により講じているところである。

今般、特例措置に基づく休車（以下「臨時休車」という。）を活用する車両数に大きな変動が見られなくなったこと等を踏まえて、特例措置については、下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り図られたい。

なお、本取扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記



1. 臨時休車の期限について

地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）において設定できる臨時休車の期限については、令和3年10月14日付け旅客課長事務連絡により、特例措置の制定時に定めた期限から6回目となる延長を行い、現在、令和4年3月31日としているところである。

今般、需要が回復傾向にあり、また、臨時休車を活用する車両数に大きな変動が見られなくなったことを踏まえて、当該期限（令和4年3月31日）を延長しないこととする。

2. 臨時休車の復活期限について

特例措置では、「期間終了後3ヶ月以内に登録を行わない場合は、減車したものとみなす」運用を行うこととしており、令和3年10月14日付け旅客課長事務連絡に基づき臨時休車した車両を登録しなければならない期限（以下「臨時休車の復活期限」という。）は、臨時休車の期限（令和4年3月31日）の3ヶ月後にあたる令和4年6月30

日となっている。

これまでに臨時休車されてきた車両数を復活するにあたり、現在の車両の生産・販売状況に鑑みて一定の期間を要する点を考慮し事業者が計画的に車両の調達を行えるよう、臨時休車の復活期限については、令和6年3月31日まで延長することとする。

地方運輸局は、本事務連絡により延長した臨時休車の復活期限（令和6年3月31日）までに、事業者が臨時休車の復活を着実かつ計画的に取り組むよう促すとともに、道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を実施した場合に、臨時休車の復活期限内に登録を行わないときは、減車したものとみなして道路運送法を適用することになることを事業者にも周知徹底されたい。

3. 準特定地域に指定された地域における臨時休車の取扱いについて

(1) 令和2年度及び令和3年度に準特定地域に指定された地域について

標記の地域（特定地域から移行した地域は含まない。以下同じ。）における事業者の中には、準特定地域の指定前に臨時休車を活用せずに減車を行ったため、指定後に減車した分の増車を行うことができなくなった事例が報告されているが、準特定地域の指定がなければ、需要の回復後すみやかに増車が行えたと考えられるところ、臨時休車を創設した趣旨を踏まえ、このような場合であっても需要の増減に応じて、事業者が供給輸送力を柔軟に回復できるよう、所要の措置を講じる必要がある。

そこで、令和2年度及び令和3年度に準特定地域に指定された地域を対象として、特例措置を講じた令和2年3月31日から当該地域が準特定地域に指定されるまでの間に減車した車両数を限度として、臨時休車の期限（令和4年3月31日）までに当該減車した車両を臨時休車に切り替える手続を行ったものについては、当該車両が事業計画上の車庫に収容できることを確認できるものに限り、臨時休車したものとみなすこととする。

(2) 令和2年度及び令和3年度に特定地域から準特定地域に移行した地域について

令和3年3月2日付け旅客課長事務連絡により、臨時休車が可能な期間中に特定地域から準特定地域に移行した地域では、全日制限車両を復活させることなく、臨時休車に移行できる旨を示したところである。

本事務連絡により延長した臨時休車の復活期限（令和6年3月31日）については、臨時休車に移行した全日制限車両にも適用するものとする。

ただし、復活する車両については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（平成26年1月24日付け国自旅第410号）」第23に規定する新規登録等を行うことができるUD車両等の取扱いによるものとする。

4. その他

- (1) 今後、新型コロナウイルスの影響により、1ヶ月分の営業収入がコロナ発生前の令和元年同月と比較して、3ヶ月連続で6割を下回る場合には、必要に応じて、臨時休車を認める期間の再設定や臨時休車の復活期限の延長といった措置を講

じることとする。

- (2) 事業者が事業譲渡する場合は、従来どおり、車両の一部に臨時休車した車両が含まれていても差し支えないこととする。

(別添)

事 務 連 絡
令和4年1月31日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う
休車の特例措置の今後の方針について

今般、事業計画の変更を要しない休車の特例措置（以下「臨時休車」という。）を廃止し、今後の取扱いについて各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、傘下会員に対し周知されたい。